

府 食 第 7 4 5 号  
令和 6 年 12 月 4 日

内閣総理大臣  
石破 茂 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 6 年 11 月 27 日付け消食基第 354 号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められたフルチアニルに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

フルチアニルの許容一日摂取量を 2.4 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。